

# 令和3年第2回定例会（11月12日） 農林水産委員会会議の概要

書記 藤澤直洋 録

招集年月日時 令和3年11月12日（金曜日）  
午前11時

招集場所 議事堂 農林水産委員会室

本日の会議案件

## 1 会議録署名員の指名

## 2 農林水産部関係の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	北 林 丈 正
副委員長	石 田 寛
委員	柴 田 正 敏
委員	鈴 木 健 太
委員	小 山 緑 郎
委員	三 浦 英 一
委員	加賀屋 千鶴子

書記

議会事務局議事課	藤 澤 直 洋
議会事務局政務調査課	嶋 山 秀 樹
農林水産部農林政策課	落 合 和 秀

## 会 議 の 概 要

午前11時 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	北 林 丈 正
副委員長（副会長）	石 田 寛
委員（分科員）	柴 田 正 敏
委員（分科員）	鈴 木 健 太
委員（分科員）	小 山 緑 郎
委員（分科員）	三 浦 英 一
委員（分科員）	加賀屋 千鶴子

説明者

農林水産部長	佐 藤 幸 盛
農林水産部次長	齋 藤 正 和
農林水産部次長	伊 藤 真 人
農林水産部次長	沼 倉 直 人
農林政策課長	藤 村 幸司朗
畜産振興課長	嶋 山 英 男

## 委員長

ただいまから、本日の農林水産委員会を開きます。  
初めに、会議録署名員を指名します。会議録署名員には、鈴木委員、三浦委員を指名します。

本日は、農林水産部関係の所管事項の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

## 畜産振興課長

【提出資料「高病原性鳥インフルエンザについて」により説明】

## 委員長

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

## 柴田正敏委員

今順調に進んでいるような感じがしておりまして、その点では非常に安心感を持って見えています。実は私も農業をやっているので農家の立場から見て、なぜこうなったのかということはこれからいろいろと研究されるのだと思いますが、極めて現実的なことをお聞きしたいと思います。こういうふうな発症してしまっただけの鶏舎の経営者がこうして処分の作業をしていただくと、これについてはどういうところから費用が出てくるのですか。国なのか県なのか、あるいは市町村なのか、はたまたそういう団体なのか。その辺のことを教えていただきたいと思っております。

## 畜産振興課長

大きくは鳥の処分と、それから埋却に関わるいろいろな費用ということでお話しさせていただきます。鳥に関しては、殺処分しなさいということによって命令して行うことになるので、ここについては100%国のほうで、1羽当たりの評価額で支給することになります。それはなぜかという、ほかの農場にまん延しないようにという趣旨で、そこで封じ込めるために殺処分の命令を下すので、国がその相当分を支出するということです。

それからもう1つ、埋却するための費用がいろいろと掛かるわけですが、これも同様の理由で国が半分、そして県が半分です。国と県で病気のまん延を防止するという家畜衛生の仕組みがありますので、そのような費用負担になっております。

## 柴田正敏委員

本来であればそこは卵をとる農場なのですが、もちろん鳥がいなくなったものですから卵もとれません。そうすると、かなりの所得減になるわけですが、その辺の措置はどうなりますか。

## 畜産振興課長

国からは今話したような支援がありますが、所得補填といったものはありません。ただ、そういう方たちが経営を再開するための融資制度はあるので、

もし今後その方が経営再開するとなれば、そういう融資制度などを活用しながら経営の再開に向かうことになると思います。ただ、再開するには一定の期間は必要だと考えております。

#### **柴田正敏委員**

米や野菜あるいは花卉類を作る方の農業収入については今収入保険というものがあるのですが、この方はこれには加入していらっしゃったのですか。

#### **畜産振興課長**

この方が収入保険に入っているかどうかについては承知しておりません。

#### **柴田正敏委員**

この方がまた事業を再開するためにはどれぐらいの期間を待てばいいのですか。

#### **畜産振興課長**

今その農場の中にある、汚染されたと思われるいろいろな物資の処理の方法によります。鳥は殺処分して埋却ができると今お話ししましたが、そのほかの堆肥等の量が実は鳥の量よりも何倍も多いものですから、それを全て埋却するとなると土地も今のところありません。それがもしできれば、他県でも1か月とか2か月の早期で再開した例もあるとは聞いていますが、今回の場合はそれができない見込みなので、結局消毒をしてそこに3か月間静置しておくという手法を取らざるを得ない状況にあります。そうすると、少なくとも3か月はできないということになりますし、それ以降必要な経費は融資を受けたりというふうな手続によるところもあるかと思えます。

#### **農林水産部次長（齋藤正和）**

収入保険についてはもう1回確認しないといけません、資料によりますと肉用牛、豚、鶏卵といったものについてはほかの制度があるので収入保険の対象外になっているようですので、多分収入保険には加入していないということだと思います。

#### **柴田正敏委員**

収入保険には加入していないとすると、それ以外のそれに類するような保険には加入しているのですか。

#### **畜産振興課長**

それについては少し時間を頂いて確かめさせていただきたいと思えます。

#### **柴田正敏委員**

最後にしますが、事業をまた再開するということになるとどれぐらいの資金が掛かるか分かりますか。

#### **農林水産部長**

今日担当の者を派遣して、まずは今ある、先ほど言った堆肥とかその辺の——相当の量があるので現場への埋却をどの程度できるのか、それから現地に保存するという方法を取るのかどうかというのをま

ず早急に経営者と詰めさせていただこうと、今職員を派遣して打合せをさせております。それによって再開の時期はおのずと決まってくることになります。

また、再開するためには、単純に考えると14万羽の雛を導入して、その導入した雛が卵を産み始めるまでには通常1か月ぐらい——120日齢の雛を買ってきて30日間育成して卵を産ませるということで、ある程度の導入経費と育成経費が掛かってくることになります。どのような形で経営再建をするかについても経営者とよく相談して、どこら辺が大きなハードルになるのかという辺りをまずは詰めながら——我々としても何とか経営を再開させたいというのがベースにありますし、それに必要な支援を考えるようにと先ほど本部会議（秋田県高病原性鳥インフルエンザ危機管理対策本部会議）でも知事から言われましたので、まずは再開させるということに向かった取組をしていきたいと考えています。本人が今どの程度の資金力があるかだとか、従業員をどうするかだとか、多分いろいろなことあると思いますので、その中で我々としてできる支援は何かというのをまず検討していきたいというところで、今のところはそこまでしか言える状況にはありません。

#### **柴田正敏委員**

これは質問ではなくてお願いになりますが、この農場だけではなくて、秋田県は比内地鶏をはじめとしていわゆる鳥の県ですから、非常に心配している方もいらっしゃいました。実際に私のところにも県北の方から、非常に心配だという電話もありました。そういう心配が現実のものにならないように、是非手だてを講じてやっていただきたいと思えます。これは私からのお願いですので、どうかよろしくお願ひします。

#### **三浦英一委員**

今の柴田委員の関連ですが、法令に基づいて殺処分するので国のほうで費用負担してくれるという話がありました。そうすると、搬出制限区域の10キロ以内——この農場の近辺10キロ以内の制限区域内で例えば発生して、そちらの農場でも法にのっとって殺処分した場合、そちらも国と県とで対応するということですか。その辺も確認しておかなくてはなりません。

#### **畜産振興課長**

すみません、もう一度確認ですが、発生農場があって、制限区域があって、この農場以外の……

#### **三浦英一委員**

発生農場以外の制限区域内から出た場合です。

#### **畜産振興課長**

制限区域内の農場で発生した場合は、いずれにしても同じような対応になります。

### 三浦英一委員

分かりました。

大きく分けてH5型とH7型があるわけですが、今回のはH5型ですよ。このH5型は1990年代に中国の南部で発生したと聞いているのですが、そのときは人間にも感染したという話を聞きました。今回は人間には特に被害が及ばないのではないかと、というようなことですが、現に過去にそのようなことがあってちょっと心配されている一般の人たちもいるので、その辺はどのように考えていますか。

### 畜産振興課長

これは国の専門家の方々のコメントになりますが、資料3ページの(4)の3番に記載させていただいたように、卵や肉を食べたことで感染したという報告はないとのこと。中国であったのは、生きた鶏と濃厚接触する——要は住んでいるところに鶏がいるような場合はそういうこともあったと聞いております。

### 三浦英一委員

今回発生したH5N8型というのは、去年全国で18県に及んで大体1,000万羽近く殺処分されています。今回秋田県が全国で最初だったと思いますが、去年の状況から鑑みて、東北も含めて全国的に、また爆発的な感染が広がることをすごく懸念しています。要するに渡り鳥が飛来する時期に多くなるので、例えばシベリアから北海道を通過して北のほうから来るとなれば、青森を通過して秋田に来る場合もあるでしょうから、そうした場合隣県も含めて感染拡大が非常に懸念されます。皆さん一生懸命被害を最小限に食い止める努力はしているので、去年みたいな形にならないければいいのですが、その辺のところは対策本部ではどのように考えていますか。

### 畜産振興課長

去年全国でこれまでにないぐらい発生したということがありましたので、大体秋から春にかけてがシーズンになりますが、今年は去年のようなことがないように私たちとしてはシーズン前から各養鶏場に対して強い注意喚起をしてきたところです。具体的には、ウイルスはもう鶏舎の外にはあるのだという意識で、そのウイルスを鶏舎の中に入れないように、鶏舎等施設内に入り出す人、物、車両等の消毒の徹底——鶏舎に入る際には長靴などに履きかえて、手指消毒を徹底する。それから、もし万が一異常鶏を発見したときには早期発見、早期通報ということでもまん延防止に努めていただくという、基本的なところをまずは徹底させていただいたところです。

それから、今回は疫学調査ということで国の専門家の方が昨日来られて調査をしまして、その内容につきましてもいち早く昨日の夜の6時頃にウェブサイトにも公開されています。そこにいろいろと、その

専門家の方々が見てこういうところが原因だったのではないかと、ということが示されていましたので、その情報につきましても昨日のうちに養鶏協会（秋田県養鶏協会）の皆さんに、「こういうのが出ているから見てください。自分のことと思って再度気を付けてください。」と注意喚起をさせていただいております。今後ともそういう意識啓発をやりながら、先ほど説明させていただいた消石灰の配布等によって意識も、それから実際の防疫レベルも上げて対応していきたいと考えております。

### 三浦英一委員

新聞等のマスコミ報道で知った情報ですが、今課長がおっしゃったチームの調査では、何だか動物がかじったような3センチぐらいの穴があって——ネズミ等がかじったようですが——そこから侵入した可能性もあるというようなことでした。直径3センチぐらいで果たしてとは思いますが、小さいネズミとかそういうものがいたのかもしれない。いずれ、第1回目の危機管理対策本部会議が10日に開かれて、今後の対応も含めて迅速な対応がされて、その翌日である昨日には殺処分も7割方、自衛隊も派遣してやっていただいたということですので迅速な対応で良かったと思っています。今日午前中、この委員会の前に第2回の対策本部会議が開かれたので後でその内容を部長に聞きたいと思いますが、いずれこの後、調査チームが3センチの小さい穴を見つけたことも含めて、今度は県内の各農場——資料を見ると全部で131農場あるので大変御難儀をかけますが、県職員の皆様に手分けしてこの131農場を視察していただいて、動物がかじった穴があるかどうか、穴がなくてもイタチやアナグマは土を掘って行くわけですから、そういうところをチェックして調査してみるのも大事ではないかと思いますが、その辺の今後の対応を部長にお聞きしたいと思います。今日2回目の対策本部会議をやって、その重要なポイントと、それから今後の131農場に対しての調査体制についてどういうふうにするか、もしそういうところまで話があったとしたら教えていただきたいと思えます。

### 農林水産部長

131農場の調査については直ちにやりたいところもあって、そういう話は我々も内部ではしました。ただ防疫的な観点から言うと、我々がA農場に行くとB農場に行くとC農場に行くというのは、我々が媒介する可能性があって多分農家からも来ないでくれと言われると思いますので、そのリスクなり不安を考えるとなかなか現実的ではないのだと思います。それで、例えば防鳥ネットを張りましようだとかネズミの穴を塞ぎましようだとかというのは、今まで合言葉のように言っているわけで、この農家も含

めてそれなりに農家もやっているつもりではいるわけです。採卵鶏の農家は、多分養鶏業者の中では一番防衛意識の高い業種の方々で、その中でもウインドレス鶏舎という窓のない鶏舎が一番気密性の高いところですが、そこも破られていたという……。そこも気づいていないというところもあったようですので、昨日の6時に公表された専門家の文章、多少長いのですが、我々が変に要約してやるよりもあれをしっかりと読んでいただくことが多分一番の自己防衛になるのではないかと思います。昨日の夜に早速、「ちょっと悪いけれども、これを全部読んでくれ。」という形で農家に周知したところで、自衛力を高めるということと一斉にたたく意味でも、消石灰の配布という形でまずは自己防衛力を高めていただくような対応を取っていきたいと思います。

あと、先ほど来、まん延防止対策の観点の質問だと思いますが、大きく分けて今発生しているところから拡散しないようにするというのがまず1つで、今これが目下の課題として我々が当たっているところです。

もう1つとして、どこにでも起こり得る——要は空から降ってくるわけで、豚熱のように地続きでインシシがやってくるのとは違います。そういう意味での日常の防御力の強化で、これは先ほど言ったとおりです。今我々が言っているのはここからの延焼を防ぐということで、その中でも生きた鶏はそこで増殖するわけですので、生きた鶏を長期間そこに置いておくことはウイルス濃度が高まり、リスクが高まる。だから早くたたこうということで今我々で一生懸命やって、そこはまず鎮火しました。次のリスクとしてはそこにある、ウイルスが付着しているかもしれない資材です。そこで増殖はしないですがあることはあるので、そこから広がらないようにどう処分しましょうかというのがこれからの作業になります。まずはそこから延焼させないための対策を今一生懸命やっている状況です。

今日の本部会議では、この資料とほぼ一緒の形で報告させていただきました。今後の見通しとして、まずは増殖を防ぐという大きな峠をいったん越えて、これからは飛散しないための措置に入りますと。そのために堆肥の処分方針だとかそこら辺がいろいろありますので、これから早急に農場主と詰めてそれに向かった対応をしていきますという辺りをまず報告いたしました。知事からも防疫措置を徹底しろということと、経営再建に向けた必要な支援はよく考えろということ、そして風評被害が起こらないように気を付けろというような指示を頂きましたので、それに基づいて我々は引き続き、まずはここを鎮火させたいという方針でやっていきたいと思います。

**三浦英一委員**

最後にしますが、今そういうふうには徹底するということをおっしゃいました。空からふんが降ってくるとか何とか——今白鳥が飛来して田んぼでいろいろなものをついばんでいるのを見かけます。渡り鳥ではないですが、カラスも同じ田んぼと一緒に落ち穂とかをついばんでいるのを見るので、カラスがそういう伝染病に強いのかどうかは分かりませんが、例えばカラスに感染している可能性も十分ありますよね。ですから、その辺も十分に気を付けていただきたいと思います。

それから、先ほど部長が検査で各農場に行くとかえって迷惑がられるようなことを話しました。確かにそうなのでしょうが、県は黙って何にもしないで見ているというわけにはいかないですから、県独自のマニュアルを作って何とか注意してくれということで——各自がそれに適合しているか見るということで、防疫体制もしっかりしているというような報告を、各農場から県の各地域振興局にでもしてもらう必要はないものだろうかと思っています。

**農林水産部長**

おっしゃるとおりだと思います。ちょっと細かいところまでになるかもしれないですが、早急にチェックシートのような形で自己点検をきちんとしていただくということはやりたいと思います。ありがとうございました。

**加賀屋千鶴子委員**

それぞれの農場の方たちは防疫体制について今までも一生懸命やってきたと思うのです。そういう中で——人も同じですが——感染してしまう。幾ら頑張ってもと言え言い方に語弊があるかもしれませんが、空からの渡り鳥の影響のように防ぎようのないこと、予測できないようなことなどもあると思うので、それならば人間と同じようにワクチン接種というのはできないのですか。これまではやられていないわけですし秋田県だけの問題ではないと思いますが、そういう対応は考えていかないのかということについてお知らせください。

**畜産振興課長**

ワクチンについては国で保管しているものがありますが、それを使うと、豚熱のときもそうだったのですが、抗体を持っている鶏と持っていない鶏の区分けがつかなくなってしまうという理由で使っていません。そして、ワクチンを接種するのも、大体の鶏のワクチンは飲み水に入れて飲ませるタイプになるのですが、その手間と殺処分の効率を考えたときに——今まで発生した場合は全て埋却あるいは焼却処分をするということで対応してきています。

**加賀屋千鶴子委員**

これまではそういうことだと思うのですが、ここでこれまでの方法を検証して——県が判断すること

でもないわけですが、今年については秋田が初めてです。昨年などは西日本で結構多く発生していますし、そういうことを考えたらやはり対策をきちんとする意味でもワクチンを接種して——投与すると言うのですか——対応していくほうが……。例えば今回だって、先ほどの説明でいくと殺処分をして養鶏場の環境を整えて、また再開するとなれば数か月掛かるわけですよね。長い場合には1年くらい掛かるという話も聞いたのですが、それくらいの期間休んで対応せざるを得ないというリスクを考えたら、これまではしてこなかったかもしれませんが今後ワクチンを投与するという対策なども国も含めて検討してもいいのではないかと思います。今すぐに答えは出ないかもしれませんが、是非検討いただきたいと思います。いかがですか。

#### **畜産振興課長**

なかなか回答にならないかもしれないのですが——そういうワクチンを国で持っていますが、今国で考えている防疫措置——家畜伝染病予防法だったり防疫指針だったり——ではワクチンを使わないで、それ以外の焼却、埋却の方法でやりなさいという指導になっておりますので、なかなかこの後という話にはならないと考えております。

#### **鈴木健太委員**

角度を変えて自衛隊の災害派遣についてお聞きします。

殺処分に対して派遣要請をしたのですが、説明を聞いていればリスクの高い鶏舎を自衛隊に担当してもらったと。これは作業所要——要は物量に対してマンパワーが足りないから自衛隊を呼んだのではなく、技術的な問題で呼んだということによろしいのですか。

#### **農林水産部長**

実は、自衛隊のことについては本当は我々はあまりお答えできないのですが、要請した側の立場とするとまず緊急性がありました。日時を追っていただければ分かるのですが、朝の2時に国から疑似患畜——ほぼ当確ですという連絡が来て、その日の6時から作業をスタートさせるという中で——実際はいろいろと事情があって1時間半ほど遅れたのですが——こういうことは初動が大事ですが、初動で確保できる我々の人数が、あの日は現場にいる地域振興局の人間大体30人程度しかおらず緊急性がありました。とにかく発生したところを早く措置しなければならなかったのも、まず自衛隊にお願いしたということです。マンパワーの面と処理能力の早さといった観点でお願いしたという形です。

#### **鈴木健太委員**

おっしゃるとおり緊急性、公共性、非代替性、これら3つの原則が災害派遣には求められると思いま

す。タイミングや物量という意味で非代替的だったから自衛隊に頼んだという整理であると理解しました。

ただ、今回はこういう時系列的な制約があったにせよ、これから例えば自然災害が発生中のときや自衛隊の本来任務である防衛任務が発生しているときにこういうことが起きても、「県では対応できないよ。技術的に無理ですよ。」ということではないという理解でよろしいですか。要は作業の内容としてリスクが高いところなので自衛隊しか触れないといったことはないですか。

#### **農林水産部長**

殺処分自体は県職員も同時にやっていますので作業としてはできないことはないですが、いかんせん基本的な処理能力といいますか、運動能力が違うのと、あとは緊急性のところ……。自衛隊にしかできないとすると全部やっていただかなければならないという話になりますので、先ほど言われた自衛隊に応援していただけるスキームの中で、必要最小限の緊急性の高いところをまずお願いしたという認識です。

#### **小山緑郎委員**

説明資料の2ページ、制限区域についてお聞きします。移動制限区域3キロ以内に該当農場なし、3キロから10キロ以内の搬出制限区域に5業者6農場とありますが、これに該当すると鶏卵は全て移動や搬出が制限されるのですか。

#### **畜産振興課長**

一般的にはそういうことになりますが、生産農場に併設しているGPセンターという、農場から持ってきた卵を衛生的に洗ってパックする施設がある農場だと、衛生的にやっているということでこの搬出制限区域内にある農場であっても今までと同様に販売することは可能になります。逆に言うと、そのGPセンターを自分で持っていないと、搬出制限区域の外に出してそこでやってもらっているところではできなくなります。今回の6農場についてはそういうところはございませんでした。

#### **小山緑郎委員**

卵が滞らないように養鶏協会が対応すると新聞に書いていましたが、今回は皆そういう制限に該当しないということですね。分かりました。

もう1つ制限区域の解除の要件について聞きたいのですが、移動制限区域内の発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後検査に陰性であること、その下に防疫措置完了後21日が経過していることと書いています。これは結局完了後21日が過ぎないと搬出制限区域は解除されないということですか。

#### **畜産振興課長**

区域が全部解除されるのは、今の委員の指摘のと

おりです。解除については2段階になっていまして、搬出制限区域は10日経過してから検査を実施してマイナス（陰性）だといふということで、この時点で外側の搬出制限区域は解除されます。中の移動制限だけ残っていて、この移動制限が解除されるのはそれから更に11日経った21日後ということで、外、中の2段階で解除されることになっています。

#### 小山緑郎委員

最後にもう1つ、先ほど三浦委員から渡り鳥の質疑がありました。鶏舎の中にはカラスもいっぱいいるのですが、カラスの感染力は強いのですか。ほかと変わらなければいいのですが、結構運んで歩くのではないかと心配しているので、大丈夫かどうかお聞きします。

#### 畜産振興課長

説明資料の5ページに書かせていただいたように、宿主は基本的には野生の水禽類——水ガモとか——ということになりますが、カラスもその可能性があることを国の専門家の方々は否定してはいません。カラスを介してということもあり得るということなので、いっぱいいるということに関しては十分に気を付けていかなければいけないと思っています。

#### 石田寛委員

経緯についてお聞きします。9日に死亡鶏が増加したとの話ですが、最初に死亡鶏が見つかったのは何日の何時かは分かりますか。

#### 畜産振興課長

私たちが把握しているのは8日に90羽、9日に100羽、合わせて190羽死んでいたということです。普通の場合であっても、14万羽も飼っている養鶏場の場合は日々いろいろな理由で何羽かくらいは死ぬ場合があるのですが、それが増えたということで9日に連絡を頂いたところです。

#### 石田寛委員

そこが知りたい。14万羽いれば例えば1日に1羽とか2羽が亡くなるとか1週間で10羽ぐらい亡くなっているとか、毎日チェックして日計表のようなものがつけられているのかどうかということをお聞きしたい。

#### 畜産振興課長

それにつきましては農場ごとに毎日、一日にどれくらい死んだかというのは記録するように指導しています。

#### 石田寛委員

8日の90羽は、いつもより多いという判断はできなかったのですか。

#### 畜産振興課長

私たちにしてみれば残念なことではあるのですが、そのときは管理獣医師がそういう判断ではなく少し様子を見たということだと理解しています。

#### 石田寛委員

今後ほかの養鶏場に対しても日計表に大きな変化があった場合はすぐ連絡するようにもう一度徹底していただきたいと思います。

次に、ウイルスは空から降ってくると言いますが、いろいろな推測ができるわけですね。渡り鳥が空からふんを落としたかもしれないし、あるいはそれが小動物に接触してその小動物が潜り込んだかも分からないし、いろいろと考えられるわけです。そういう意味で、埋却処分はいいのですが残った排せつ物が大きな問題だと思います。もうある程度の日数がたっていますから、消毒して数か月待つよりも費用が掛かっても埋却処分するほうがいいのではないのかと思うのですが、いつ頃結論が出るのですか。

#### 畜産振興課長

この発生農場での堆肥の処理については、今日の昼頃をめぐりに農場主と家畜保健所の職員が相談して決めることにしております。できれば埋却するのが理想ではありますが、かなりのボリュームになるのでこの後相当程度の埋却地の確保とその時間、加えて経費が掛かります。まずは農場主の意向を尊重しながらそれらを総合的に考慮することになるのですが、その中には適正に消毒をして鶏舎の中に封じ込めるという選択肢もあり得ると考えております。

#### 石田寛委員

いずれ風が強い季節でもあります。絶対に飛ばないというものでないもので、そういう意味では埋却処分が一番いいのではないかと思った次第です。

あと、堆肥が大量にあるということですが、日頃の処理の仕方として大量にあっても仕方がないような方法だったのか、それとも少しため過ぎていたのか。規則があるのか分かりませんが、大量にあるということについては何か問題はないのですか。

#### 畜産振興課長

農場の今の状況がふだんのときよりも多いか少ないかについては農場主に聞き取りをしなければまだ分からないところではありますが、去年発生した香川県や千葉県といった他県の状況を聞くと、鳥の殺処分の時間よりもその後の堆肥等の処理のほうがはるかに長い時間が掛かっているという話を聞いておりますので、それが当たり前というつもりはさらさらないので、そこは一定程度のボリュームがあるのだと考えています。

それから、先ほど話した施設内で適正に消毒をして設置するというのは、国の法律あるいは防疫指針の中で認められている方法であると付け加えさせていただきます。

#### 石田寛委員

いずれ風が吹いてもあまり飛ばされないような措置はしているわけですね。

### 畜産振興課長

建物の中に入れるとすればですが、その場合は建物自体を密閉するように取り組むことになります。

### 石田寛委員

鶏舎の中を消毒した場合は完全に大丈夫ということになりますか。

### 畜産振興課長

中にあるもの——いろいろな餌、卵も全部撤去してその上で消毒するというのもって、その鶏舎は消毒済みという形になります。

### 石田寛委員

14万羽いるということは1日14万個ぐらい卵が出てくると思いますが、その処分はどうなっているのですか。

### 畜産振興課長

その卵もやはり汚染されたものということになりますので、鳥と同様に埋却処分することになります。

### 石田寛委員

どういう形で入ったか分からないですが、野鳥のふんに接触した小動物がもし持ち込んだとすればその小動物はまだ付近にいるので、どういう方法があるか分かりませんがそれが外に広がらないように、制限区域とかいろいろな期間が過ぎてもしばらくは油断しないでいかなければならないのではないかと思います。そこら辺を考えながら、注意喚起を怠らないようにしていただきたいと申し上げて終わります。

### 北林丈正委員

石灰の配布についてですが、防疫レベルの強化といっても石灰をまくのが唯一の方法ですね。どこの養鶏場も入り口のところには石灰がまかれているのですが、今回配布するものはそれ以外に場内のこの場所にまいてくださいといった散布する場所についての指導はあるのですか。

### 畜産振興課長

それにつきましては、今委員御指摘の入場口のところはもちろんありますし、鶏舎施設の周辺部——入り口に加えて外側のところにまけるぐらいの量を用意して配布することを想定し、それで消毒するようにと指導しながらやっってもらうことにしています。

### 北林丈正委員

周辺部は通常はまいていませんが、配布したものを周辺部にもまいてくださいということでもいいのですか。

### 畜産振興課長

養鶏農家の方々にしてみれば基本的にはそういうところもやるというところはあるかと思いますが、今回こういうことになったので改めて皆一斉に消毒をして防疫のレベルを強化するという意味で、やっているところとやっていないところが分かれな

うに徹底してもらおうという趣旨です。

### 北林丈正委員

どのぐらいの量を配布するのですか。

### 畜産振興課長

大体1メートルから2メートルの幅でこういうふうに散布するというのを各農場の敷地の面積から算出しまして、全県131の農場のトータルで20キロの消石灰3,000袋ぐらいを予定しております。

### 加賀屋千鶴子委員

先ほどのワクチンの件ですが、国の防疫対策の方針としてワクチンは使わないと理解しました。それで、こういうことが発生した場合の殺処分などに掛かる経費については国や県で負担していくということですが、再開できるまでには一定の期間が掛かるということで、先ほどの柴田委員の質疑からすればその補償はないということですね。融資でということだったと理解していますが確認です。

### 畜産振興課長

先ほどお答えしたとおりなのですが、ただ今日また、堆肥の処理をどうするかと、併せて今後の経営再開に向けてどのような意向をお持ちかということも聞き取りをさせていただいているところです。その話を踏まえて、先ほど部長も話したとおり県として再建を支援するということですので、どこに支援していったらいいかという話をよく見極めながら対応していきたいと考えております。

### 加賀屋千鶴子委員

さっきも言いましたが、養鶏家の皆さんはそれぞれのところで対策を万全にという思いでやっていると思うのです。不幸にしてこういうことになったわけですが、その環境もそれぞれ違うと思うのです。ですので、国が対策していない部分などについては国に求めていくことも含めてですが、県としてできる限りの対応をきちんとやらないとなかなか再開に向かいかないと思いますので、そこは今後の話合いとのことでしたが対策をきちんと行っていただきたいと思います。国の方針でそういう対応を取っているわけですから、そこは求められることだと思いますのでお願いします。

### 農林水産部長

繰り返しのようになってしまいかもしれませんが、今般のこの発生については秋田県で初ですので我々も全く経験がない状態でした。しかも真夜中の出来事で、正直何をどうしてこの問題に当たっていけばいいかという、そこら辺を因数分解していくような、やり方の整理がいま一つつかない状態でした。その日の午後4時ぐらいに国から職員を派遣していただいて——その方は各県でこういう事態があったときにはいち早く飛んできて、現場のいろいろなサポートに

当たってくれるということで——そのおかげで我々もいろいろな物事を整理しながら、翌朝の6時には何とか作業部隊を入れることができました。あと、その後いろいろと法的な裏づけや根拠というものが求められてくる場面がありますので、そういう意味でも即断即決でサポートしていただきました。何とかまずはここまで3日も掛からないで全部終わることができたということで、国のサポートには本当に感謝しかありません。

経営の再建については、国は国なりに法的な枠組もあるでしょうし、これまで全国で見ればいろいろな事案がありますので、その枠組の中で我々に対する支援がどの程度できるのかというのは、引き続き我々も交渉やお願いをしていきます。県としては生産者の意向も踏まえながら——先ほども言いましたが、何とかリスタートさせるところが我々の最後の着地点で、そこまで行って初めて対策になるのではないかと考えていますので、そういう視点で当たっていきたいと思います。必要なものについては議会に対してもその都度相談したりお願いしたりしながら進めていきたいということで、今のところはスタンスだけ述べさせていただければと思います。

#### **委員長**

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### **委員長**

以上で、農林水産部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後0時9分 散会



